

# 市民参加・コモンズ・ガバナンス 森林ガバナンス論に関わる研究サーベイ

柿澤宏昭（北大）

## はじめに

本報告は、森林ガバナンスの構築に向けて、これまでの研究をレビューすることにある。テーマ別セッションの趣旨は学会誌に掲載したとおりであるが、近年ガバナンスに関わる議論が活発化しているのは、これまでの行政主導の政策システムの破綻と、解決すべき課題の進化・複雑化が背景にある。そうした点で問題解決のための条件構築のためのガバナンス研究が重要であるが、森林管理に関わってのガバナンスとは何かという点も改めて考えてみたい。

## ガバナンス論への系譜

林業経済研究でのガバナンス論に向けた研究は、市民参加・ボランティア論の系譜を出発点とするものと、コモンズ論を出発点とするものの大きく二つに分かれる。

このうち前者については、これまでの森林政策に関わる意思形成システムの限界から市民参加や森林ボランティアに着目した。さらに社会・経済・生態系の持続性を統一的に追及しつつ、自然資源を総合的に管理するためには、関心・利害を持つ全ての人々の協働なしには不可欠であるという観点からガバナンスの構築の必要性を主張した。

一方、井上は熱帯林におけるコモンズを研究するなかで、政策論とのかかわりで参加型森林管理の導入のあり方へとテーマをひろげ、さらに閉じたコミュニティではなく関心を持つ多様な人々の協働で森林保全が支えられるべきとしてガバナンス（協治）を主張するに至った。

これらとは別に「ガバナンス」という言葉は使っていないにしても、堺の森林資源の社会科論や志賀の地域森林管理論などは、林業に関わる現場の研究から新たなガバナンス構築を主張しているとみえる。これらをつないだ議論を始めることが求められていると考える。

## 「共同体」をどう扱うか

さて、ガバナンス論やコモンズ論との関わりで注目を集めているのは社会関係資本である。例えば諸富は社会的共通資本を支える最も重要なものとして社会関係資本をあげており、これは共同体論に強い親和性をもつ議論である。また、コモンズ論の背景には共同体というものが抜きがたく存在している。ここで北尾がコモンズ論の再定義にかかわって「共同体をどのように構想するかこそが、この際定義から重要となってくる・・・さしたる答えをまだわたしは持ちあわせていない」と述べていることの意味が大きい。市民参加の議論をしてきた研究者は実はこのあたりの問題をあいまいなままにしているように思える。

この課題は社会の構想に関わってのリベラリズムとコミュニズムとの関係にも関わってくる。理論的な問題への深入りは避けるにしても、これから森林管理を支える社会のあり方を考えるにあたって現実に即しつつ議論を深める必要があるように思える。

連絡先：柿澤宏昭：kaki@for.agr.hokudai.ac.jp)

# 連携を分析する手法としてのPCM手法の有効性と限界

齋藤和彦（森林総研関西）

## はじめに

市民参加研究は、多様な主体による森林管理＝森林ガバナンスのあり方を考える研究である。この分野では、紛争を通して問題を発見する研究や市民参加の成功・失敗事例から教訓を導き出す研究が行われてきた。しかし、事例を巡る環境が多様であるため市民参加の方法論を考える研究には慎重であった。森林ガバナンスの構築を目指す研究としては、市民参加の方法論的な研究も求められると考える。

## 方法

ここでは市民参加を多様な主体の連携、そして連携を互いに手持ちのものを出し合いながら単独では得られない各々の目標を達成する過程＝パレート改善の実現過程とし、パレート改善の可能性を模索する方法論として PCM 手法の有効性と限界について事例研究を通して検討した。また、連携を運動論の一部として考え、社会学で用いられている資源動員論およびフレーム理論と PCM 手法との類似性について検討した。

## 結果

FASID の教科書<sup>(1)</sup>では明示的ではないが PCM 手法はパレート改善の概念を包摂した手法であり、既にできあがった連携のパレート改善性を検証する手法になる。パレート改善性を検証することで、パレート改善以外で連携に必要な要素も浮かび上がる。ただ、将来の連携可能性については、連携の接続点になるアイデアを PCM 手法で導き出せないの分析できない。その前段として各々の問題を整理する手法になる。

PCM 手法の考え方は、資源動員論やフレーム理論と類似していた。例えば PCM 手法における中心問題の選択はフレーム調整のプロセス<sup>(2)</sup>に相当すると考えられる。資源動員論やフレーム理論は、分析の手法ではなく分析の視角とされている。PCM 手法は資源動員論やフレーム理論の視角で分析する具体的な手法であると言える。

従来からの記述的分析にパレート改善概念と PCM 手法を加えることで、事例研究を系統立て、論点を明確化し、比較分析できるようになり、方法論の研究につながると考える。

## 引用文献

- (1)FASID（（財）国際開発高等教育機構）（2001）PCM 開発援助のためのプロジェクト・サイクル・マネジメント 参加型計画編．FASID，東京，63pp.
- (2)Snow, D. A., E. B. Rockford, Jr., S. K. Worden, and R. D. Benford（1986）Frame Alignment Process, Micromobilization, and Movement Participation. *American Sociological Review*, 51, 464-481.

（連絡先：齋藤和彦 skazu@affrc.go.jp）

# 不在村皆伐放棄地における地元住民の関わり方 —放棄地ボランティア植樹をめぐる—

○佐藤宣子（九大院農）

## はじめに

1990年代から注目されてきた森林環境保全活動における市民参加や合意形成、森林ボランティアなどの議論は主に林業生産活動が衰退した森林（里山や手入れ不足人工林、世界遺産の奥地天然林など）を対象としてきた<sup>(1)</sup>。しかし、近年、人工林が主伐期を迎えた地域では皆伐とその後の再造林放棄地が増加し、森林の公益的機能の低下が懸念されている。こうした地域では伐採面積や搬出方法を制御し、既放棄地を適正に更新させることが課題となっている。林業を巡る厳しい経済状況の中で、どのような合意形成が必要であるか、その手法と課題を明らかにすることが求められる。本報告では、そうした議論の前提として必要な次の三点を考察する。第一は、地元住民が放棄地と歴史的にいかに関わってきたのか、第二は、皆伐時における地元組織の対応と再造林放棄に対する意見、第三は、行政主導による放棄地ボランティア植樹への地元住民の参画スタンスについてである。

## 調査地の概要と調査方法

熊本県南部の人吉・球磨地域は再造林放棄地の増加と1伐採面積が拡大し、その多くが不在村所有地である<sup>(2)</sup>。社会的にも問題視されるようになる中で、96haと県内最大の皆伐・再造林放棄地Iに対し、2005年度に導入された「水とみどりの森づくり税」を用いてボランティア植樹を行政主導で実施している。その実施母体として放棄地が存在する球磨村内の地元関係者によって森林ボランティア協議会が設立された。その協議会メンバー8名（森林組合支部長、JA支部長、球磨川漁協支部長、近隣集落区長5名）に対して聞き取り調査を実施した。

## 調査結果と考察

明治期に不在村化したIは、昭和30年代に皆伐・再造林がなされ、地元集落には当時、臨時雇いで造林を行った経験を有する住民が存在する。数年前までは、山守が最も近くの集落の住民が務め保育作業の手配を実施していた。伐採前には、地元3集落が管理する林道の使用許可とその条件について所有者と地元素材業者が林道管理組織と協議した。その際、地元からは伐採方法と皆伐後の再植林に関して要望し、合意文書も作成した。しかし、地元素材業者が経営難から県外業者に立木を転売したため、結局コストのみを追求した皆伐（縦横無尽の作業路開設など）となり、5つの近隣集落では土砂崩壊などの住民の不安が強い。しかし、ボランティア植樹に積極的に参加しているものは少なく、植樹の有効性への疑問の声も多い。一方、JAや漁協では植樹活動を意義あるものと捉え、JAでは職員の家族での参加を促している。

## 注および引用文献

- (1) 山本信次編著『森林ボランティア論』日本林業調査会、2003年など。
- (2) 佐藤宣子「山村社会の持続と森林資源管理の相互関係についての考察」『林業経済研究』Vol.51(1)、4～5頁。  
(連絡先：佐藤宣子 [sato@ffp.kyushu-u.ac.jp](mailto:sato@ffp.kyushu-u.ac.jp))

# 森林オーナー制度におけるオーナーと地域住民の意向 —北広島町芸北地域「芸北高原こもれびのオーナー制度」を事例に—

○ 藤原敬大（九大院生資環）・井口隆史（島根大学・寧夏大学国際共同研究所）

## 1. はじめに

近年、都市と山村の交流が盛んになってきている。これらの動きの中で、森林の所有権ではなく、利用権を得る制度が設立されている。これらの制度は「森林オーナー制度」等と呼ばれ、新たな森林資源管理の主体形成が期待されている。本報告では、広島県山県郡北広島町芸北地域で実施されている「芸北高原こもれびの森林オーナー制度」（以下、「こもれびの制度」と呼ぶ）を事例に取り上げる。これまで芸北地域の町有林の管理は、町が主に森林組合に委託することによって行われてきている。しかし、過疎化の中で、今後の森林管理に対する危機感が町にはあり、新しい森林管理の方法を模索していた。このような背景の中で、町は都市との交流によって山村の森林管理を行なうことを目的に、こもれびの制度を設立するに至った。こもれびの制度は、芸北地域の町有林の一部を「こもれびの森林」として、主に都市の住民を対象貸し出す制度である。本報告では、こもれびの制度の運用実態を明らかにし、オーナーと地域住民の制度に対する意向を明らかにする。その上で、オーナーと地域住民の意向を比較し、こもれびの制度が、山村の新たな森林資源管理の主体形成の契機となり得るのかを考察する。

## 2. 研究方法

H地区の各組長、オーナー、O森林組合総務課課長のT氏、G観光協会会長のK氏、北広島町芸北支所に対する聞き取り調査と、オーナー及びH地区地域住民を対象としたアンケート調査を行った。アンケートは、全数調査で行い、オーナーからの回収率は64.0%、H地区地域住民からの回収率は74.4%であった。

## 3. 結果と考察

オーナーは、区画内では、森林の手入れに関する活動や、きのこの栽培を行なっている。また、区画外では、都市との交流を目的に建設された温泉宿泊施設である芸北オーク・ガーデンを利用しているオーナーが最も多い。約80%のオーナーは制度に満足しており、契約期間（10年間）終了後も、契約更新する意向である。一方、地域の側から制度を見ると、T氏は、「制度は森林組合や地域の活性化に影響がないものである」と考えている。またK氏も、「制度は地域の活性化になっておらず、地域との交流というよりは、オーナーと役場の交流である」と見ている。H地区地域住民で、そもそも半数以上の回答者が、本制度自体を知らない。本制度を知っている地域住民で、これまでの地域住民からオーナーへ交流の申し出を行なったという回答者はおらず、本制度への参画についても、参画したいという回答者はいない。また、本制度を新しい森林管理のモデルとして広めるべきかという点については、オーナーと地域住民の意見が正反対の結果を示す。この事は、これまでオーナーと地域住民との交流が行われてこなかった事が最大の要因であると考えられる。こもれびの制度は、都市の住民が山村の現状を知るための、都市と山村を結ぶ契機にはなり得るものである。しかし、オーナーと地域住民の間に制度に対する「レジティマシー」があるとは言い難く、現時点では、こもれびの制度は山村の新たな森林資源管理の主体形成の契機にはなり得るものではないと考えられる。

（問合せ先：藤原敬大 takafujiwara@ffp.kyushu-u.ac.jp）

# 「信越トレイル」整備をめぐる合意形成の成立過程とその課題

山崎陽介・土屋俊幸（東農工大院）

## 1. はじめに

近年、森林レクリエーションの一形態として「歩くこと」が見直され、ロングトレイル（長距離歩道）の整備が各地で行われている。その一例として「信越トレイル（以下、ST）」が長野県と新潟県との県境に位置する関田山脈において整備されている。この特徴として、NPO 法人信越トレイルクラブ（以下、STC）が中心となり、周辺市町村・観光協会、国有林、地元住民等多様な関係者が参加して連携・協力体制を作り上げようとしている点が挙げられる。この過程には数多くの関係者が関わっており、各主体間での合意形成が不可欠であると言える。

そこで本報告では、ST 構想が生まれてから現在に至るまでに関係各主体がどのように利害関係を調整して合意形成を行ってきたのか、その成立過程を3段階に分けて明らかにし、分析する。それにより、合意形成過程の問題点と今後の課題を抽出することを目的とする。

## 2. 合意形成の過程

信越エキゾチック・トレッキング委員会（2000年～2003年）

旧建設省の地域連携事業に基づき設立。メンバーは地元の有識者が中心。当時の飯山市長 K 氏、ネイチャーライターの N 氏、(財)飯山振興公社支配人の H 氏らが主導し、大規模整備を伴わない ST 構想を提案。それに対する目立った反対は無く、スムーズに事業概要が決められた。

関田山脈歩くルート設置推進連絡会（2001年～2003年）

前述の K 氏が発起人となり設立。委員会の下部組織としての位置付けで、メンバーは地元の行政関係者や民間団体等。会では事務局を担当した H 氏らが中心となり、実際に整備を実施する際の負担金等の諸事項の検討や、メンバー間での意識統一等が試みられたが、その中で各地域の ST に対する態度の温度差が浮き彫りとなった。説明・議論の実施によりある程度の改善は図られたものの十分な合意には至らず、STC の議論へ先送りされるかたちとなった。

STC（2003年～）

前述の2会が統合するかたちで設立。会長に K 氏、役員に N 氏・H 氏等。両会の活動の流れを汲んで、関係者間の意識差の改善への取り組みやより広い関係者の取り込み等を、引き続き事務局を担当する H 氏らが中心となって行っている。また、2004年には北信・上越の両森林管理署と STC との間で ST 整備に関わる協定を締結している。

## 3. まとめ

これまでの活動の成果として、STC を中心とした関係者間のネットワークが徐々に形成されつつある点が挙げられる。一方でこれまでの問題点として前述の地域による意識差の存在、行政を除く関係者の関わりが薄い点等が挙げられ、STC がそれらの課題に向けて取り組んでいる。

また、整備を継続的に進めていくための担い手として、都市部からの安定的なボランティアの確保と同時に、地元住民レベルにおけるより一層の協力体制の確立が今後の課題である。

（連絡先：山崎陽介 yzaki@cc.tuat.ac.jp）

## 森林整備公共事業と地域森林ガバナンス —事業発注における力学的諸問題と展望—

○三木敦朗（政経研）、奥山洋一郎（東大院農）、大地俊介（東大院農）

森林組合をはじめとする関係事業体をめきに、地域森林ガバナンスを考えることはできない。この問題を、公共事業の透明性・公平性・効率性にたいする議論の中で近年おきな制度改変を経験している保安林整備事業（以下「保安林事業」と表記）を題材にとり考察し、地方自治体の能動的な森林管理施策のひとつである保安林事業と市民とがいかに関係してガバナンスを構築すべきかについて展望する。

これまで我々は、全国アンケート調査と9県にわたる事例調査にもとづき、地方自治体によって保安林事業の発注方法・受注資格の決定論理が異なること、入札による競争の発生が森林組合とその他の事業体との力学的諸関係を変化させたこと、を明らかにしてきた。この競争・力学的諸関係の変化が、持続的地域森林管理にむけて有効にはたらくかどうかは、森林ガバナンスにとって重要である。次の3つの課題が析出する。

- [1] 落札率がどの程度さがり、税金の節約部分がどのように再利用されるか、という効率化（結果における説明責任）および再投資の問題（量的問題）。
- [2] 保安林事業を通して、どのように事業体が選択され、林業労働力が維持され、また施業技術が向上するか、という地域森林管理の構造問題（質的問題）。
- [3] このシステム全体に市民がいかに関与するか（手続きにおける説明責任）という問題。

価格のみを指標とする競争下においては、森林組合・事業体がつりうる戦略は限られている。一般的に、技術体系が変化しないと想定すれば、労賃の切り下げがおこなわれる。労賃低下を制度的に防ぎつつ、技術向上へ誘導しなければならない。競争下での技術向上も可能であるとの聞き取り調査結果もあるものの、さらに検討が必要であろう。競争を技術向上へのインセンティブに転化しうるのは、公共事業への依存度が一定以下の事業体である。依存度が高い事業体は窮迫的入札行動を取り、技術水準が固定化・劣化する危険性がある。すなわち、課題[1]と[2]は両立しがたい要素を内包するが、それを[3]の観点から統御することが求められるのである（地域森林ガバナンスにおける「多角形仮説」）。

競争入札へ外因的に移行した地方自治体は多いが、たとえ外因が弱まったとしても随意契約への復帰は困難であると予想される。そうだとするならば、原則公開が前提の入札は、ガバナンスを高める前向きのプロセスとして注目されるべきである。例えば、ある事業体が他の事業体にくらべて施業技術や計画能力に優れていると主張する場合には、市民にむけて説明できなければならないし、市民側はそれをチェックできなければならない。この点で、課題[3]はまだ潜在的だといえる。保安林事業は事業化過程・入札過程の両方でチェックが可能であり、地域森林ガバナンスの具体化のためには、それぞれに市民が関与する機会が設けられる必要があるのではないだろうか。そのためには、我々研究者が運用しやすい制度を提案しなければならない。

（連絡先：三木敦朗 [miki-a26@peacek.no-ip.info](mailto:miki-a26@peacek.no-ip.info)）

# 国有林ガバナンスにおける主体形成論について

○大地俊介（東大院農）

## 1. 趣旨

抜本的改革以降、国有林行政ではガバナンスにむけた制度転換（例：国有林モニター会議）とその実践のための拠点形成（例：赤谷プロジェクト）が着実にすすめられている。だが、一方で地元農山村の国有林ガバナンスにおける位置づけは、「国民」のなかにまとめて回収されていて必ずしも明確にされていない。地元農山村が歴史的に占めてきた国有林行政のなかでの地位と、現在直面している状況とをふまえて、地元農山村からの国有林ガバナンスを同時に構想していくべきだろう。ここでは、それを「国有林ガバナンスの主体形成論」とし、考えられる論点を呈示していきたい。

## 2. 歴史的な観点

地元農山村からの国有林ガバナンスを考える上で最も重視すべきは、国有林との歴史的な社会関係である。国有林野法のなかで国有財産の使用収益に関する地元縁故が特別に認められているように、国有林行政と地元農山村とは密接な関係を持ち、そして林産物供給や雇用などを通じて独特な権力関係を形成してきた。国有林ガバナンスはこうした歴史的な権力関係と批判的に接続した上で構想されなければ、本質的な部分を看過することになるのではないか。安易に「国民」のなかに位置づけるだけでは、地元農山村にたいする行政責任の空洞化という事態をまねくことが危惧される。

## 3. 地元農山村の現状

また、ガバナンスが機能するか否かは民間からの積極的かつ主体的な行政参加の有無に大きく依存するが、現在の地元農山村は、依然として「地元の国有林離れ」が続いている上に、過疎高齢と市町村合併による住民自治の周辺化の渦中において集落自治機能が疲弊した状態である。これでは地元農山村の国有林ガバナンスへの主体的な参加は望めない。

## 4. 主体形成論にむけての課題

したがって、このような現状をふまえれば、国有林ガバナンスの実践にさいしては、まず地元農山村をいかに主体化するかが大きな課題となるだろう。同時にそれは過去の権力関係のような「動員」の論理であってはならない。となれば、地元農山村の国有林ガバナンスの第一歩は、集落自治機能の回復をうながすことによる地元農山村の主体形成であると筆者は考える。共用林野などの地元施設や近年の「遊々の森」などでの取り組みは、自主的な森林空間利用という意味でその契機となりうる。後者の取り組みは国有林失政の隠れ蓑であるとして批判の対象とされがちであるが、むしろ積極的に評価していくべきである。国有林行政が新自由主義的な行革の標的とされている今こそ、骨太な国有林研究がもとめられている。

大地俊介（earth@fr.a.u-tokyo.ac.jp）

# インドネシアの植林プログラムにおけるローカルガバナンスの重要性

岩永青史, 宮永薫 (筑波大学環境科学研究科)  
志賀薫, 増田美砂 (筑波大学大学院生命環境科学研究科)

## 背景および目的

インドネシアでは植林地期から植林が行われてきたが失敗例も多く, 2003 年からは過去の反省をふまえ, GN-RHL (森林・土地修復のための国家運動) というプログラムが開始された<sup>1</sup>。その対象地は一定の基準のもとに選定された優先流域 (DAS *prioritas*) に位置する国有林および私有地で, 2007 年までの5 年間で計 300 万haの植林を実施することとなっている。2003 年の実績をみると, 面積の 46% が民有地となっており<sup>2</sup>, 私有林 (*hutan rakyat*) の創出に期待がかけられていることが伺える。また民有地の植林では, 村レベルで農民グループ (*kelompok tani*) を組織し, 対象地や参加者, 植栽方法の詳細が定められた実施計画書にしたがい, 参加者に対し苗木, 肥料, 労賃などが提供される<sup>3</sup>。

しかし, 予め設定された全国レベルの目標値をどのように村レベルにまで配分し, どのようにして対象地や参加者を決定するかという基準やプロセスに関しては明文化されていない。そこで本報告では, 村レベルにおける決定のプロセスとともに, 人々はどのようにプログラムを消化し実行していったかを明らかにしたい。

## 方法

2003 年の私有地を対象とする GN-RHL では, ジャワ島がその中でもウォノギリ県の面積がもっとも大きかった。ウォノギリ県の地形は北部水田地帯と南部山岳地帯に分かれるため, 植林に参加した村の中からそれぞれ 3 村, 計 6 村を調査対象地として選定した。

次に B 村以外に関しては参加者の 50%, 植林面積の大きかった B 村ではまず村の下部組織である集落 (*dusun*) を 50% (6 集落) 選んだ上で, その参加者から 50% を無作為抽出した。これらサンプルの世帯に対し調査票を用いた訪問面接調査を実施するとともに, 村役人や農民グループ関係者に対し植林対象地および参加者の選定方法, 苗木や労賃の分配方法について聞き取りを行った。

## 結果および考察

植林対象地に関しては, 県森林局が特定の区画を決定し, その土地の所有者が植林を行うこととされている。樹種は本来農民グループが選択できることになっているが, 実際は全県でチークが選択されていた。世帯当たりの植林面積は, 計画書上は 0.5 あるいは 1ha が多かった。苗木および肥料は 2 回に分けて現物が支給され, それぞれの割当面積にしたがって分配されるはずが, 4 村では, 名簿上にある正規の参加者を上回る人々が苗木を受け取っており, その分配方法は村によって, さらに集落によって様々であった。労賃は手引き書に定められた作業毎に細かく算定され, 各自が支払い毎に署名することになっていたが, 書類は計画書通り完備されていたにもかかわらず, 実際の支払い方法も多様であった。

このように, GN-RHL は画一化されたプログラムであるにもかかわらず, 末端ではそれぞれの実情に合わせた修正が施されていた。

### 計画書との整合性

	一致 (M, J 村)	不一致 (T, P, B, G 村)
植林地	区画	村内に分散
参加者	正規参加者のみ	正規以外を含む
苗木分配	500 本/ha	< 500 本/ha

## 謝辞

本研究は, 日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究 B (No: 164059026) の一環として行われたものである。また, 調査の際にはインドネシア科学院およびボゴール農科大学から多大の協力をいただいた。ここに厚くお礼申し上げる。  
(連絡先: 岩永青史 [iwanagasage@yahoo.co.jp](mailto:iwanagasage@yahoo.co.jp))

<sup>1</sup> Departemen Kehutanan (2003) *Rehabilitasi lahan dan perhutanan sosial dari masa ke masa*, Jakarta

<sup>2</sup> Departemen Kehutanan (2006) *Data pelaksanaan dan penilaian tanaman kegiatan GN-RHL/Gerhan tahun 2003*, Jakarta

<sup>3</sup> Departemen Kehutanan (2003) *Petunjuk Pelaksanaan GN-RHL*, Jakarta



## 森林資源管理における環境 NGO の活動の意義

相楽美穂（立大）

木材関連業者が木材を伐採し、それに手を加えて利潤を得ることができるのは、木材・木製品の最終的な需要があるからであり、逆にいえば、最終消費者が欲するものを生産しなければ、生産活動は継続不可能となる。であるならば、木材の大量消費国である日本での消費のあり方から、持続可能な森林管理を考えていく場合、一つの有力な方向性として、どのような木製品を購入することが持続可能な木材の利用（消費）につながるのか（あるいはつながらないのか）について、最終消費者が情報を得られる仕組みが存在していることが鍵となる。そして、そのためには、「持続可能性」の内容を確認し、木材の流通の全過程で、「持続可能であること」の証明がなされなければならないだろう。

今回の報告では、このうち後者に関わる部分（「持続可能性」の証明にかかわる部分）について検討する。複数の環境 NGO による最近の調査によって、木材や木製品を扱う業者が、材料の出所（原産地や生産地など）を把握していない場合が非常に多いことが示された。そこで環境 NGO は、彼らを対象に、伐採現場や加工の現場の実態を知ってもらい、持続可能な森林経営を行っている FSC 認証林に関する情報を紹介するといった活動をすすめている。

しかし、これまで、環境 NGO による情報の受け手の中に、港湾運送事業者や税関、通関業者が含まれることはあまりなかった。「持続可能性」の証明（持続可能な森林管理の実現）には、これら輸入に関わる業務の関係者も、持続的な森林資源管理の間接的な担い手とされなければならないのではないかと。「持続可能性」の証明に必要な木材の樹種、原産地、輸入時の形状などの情報は、最終消費者のもとに商品が渡るまでにほとんど消え去っているのが現状であるが、こうした情報を国内の業者のなかでもっとも把握しているのは、港湾運送事業者であると考えられるのである。また、近年、「持続可能性」を明らかに実現していない「違法」な木材の輸入が疑われていることから、水際規制の現場としての税関・通関業に内在する問題点を再検討しなければならないだろう。

ところで、輸入に関わる業務には高い「公共性」を持つとされるものがあるが、規制緩和の流れのなかで、その「公共性」の内容についてあらためて検討が必要となってきた。そのようななかで、「持続可能性」の証明を輸入業務に関わる関係者を含めて実現していこうとする場合、その証明の際の根拠は、これまでの「公共性」の考え方（規制緩和の流れのなかでのその変化も含めて）とどのように関連づけられるのかが、あらたな検討課題とされるべきだろう。こうした課題について、環境 NGO の主張に沿って考察したい。

（連絡先：相楽美穂 [sagara151@hotmail.com](mailto:sagara151@hotmail.com)）

# 首都圏の大工・工務店における木材の選定基準 -地域材への需要-

安村直樹（東大演）

## はじめに

森林の持つ諸機能を十分に発揮するためには、国産材需要の拡大を通して林業・林産業を振興することが一方策として考えられる。木材需要の多くを占める住宅において、国産材利用を進めることは、そのような観点からも重要である。上下流が連携し、ある特定の地域の木材を積極的に利用する地域材住宅は、地域の森林資源や消費者嗜好にあわせた家づくりが可能であるが、着工数がまだわずかである。一方、わが国で年間 36 万戸あまり建設される戸建て注文住宅の 4 割は、年間受注実績 50 戸以下の中小大工・工務店によって建設され、木造軸組住宅に限るとその割合は 6 割になる。国産材・地域材の需要を拡大し、地域の森林資源を適切に管理していくには、特に地域材利用を標榜しない大工・工務店も含めた、中小大工・工務店の木材選定基準を把握することが重要である。

## 研究の方法と目的

住宅需要の大きい首都圏にあつて、かながわ県産木材産地認証制度を有する神奈川県を対象に、かながわ県産木材住宅建設工務店（18 社）に対してアンケート調査・聞き取り調査を行った。これらの調査から大工・工務店の木材選定基準-どんな工務店がどのように県産材を使っているのか、国産材・外材との使い分け-を明らかにすることを目的とした。

## 結果と考察

9 社のかながわ県産木材住宅建設工務店（以下、認証工務店）から回答を得た。年間施工規模は 1 戸から 20 戸の間にある。木材利用全体に占める県産材の割合（以下、県産材率）は 9 割超 2 社、1 割前後 2 社、試験利用程度 2 社、ゼロ 3 社である。ただし 2000 年と比べると趨勢として県産材利用が着実に進んでいる。木材の調達基準は、構造材、造作材、下地材など使用部位別に、「価格、納期、見た目、強度、寸法精度、含水率、その他」からもっともよく当てはまるものひとつだけ回答を求めた。結果は多種多様であったが、総じて品質（強度や含水率）や価格に関する項目が最優先で、県産材かどうかの重要性は低い。もっとも、この結果を厳格に当てはめると、県内に十分な加工施設がないなどの理由から品質・価格とも不利な状況にある県産材の利用が増加している現状を説明できない。より総合的な判断で県産材を利用していると推察される。認証工務店の県産材・国産材・外材の使い分けには、大きな違いは見られなかったが、県産材（外材）を造作材に使用する（しない）との樹種特性を踏まえた回答が見られた。以上まとめると県産材を利用する合理的な理由が認証工務店にはないようにも思われる。今後県産材供給量は大幅に増加する見込みで、認証工務店以外の多くの中小大工・工務店による利用が期待される。そうした需要を顕在化させるためには、樹種特性の重視などの工夫が必要である。

（連絡先：安村直樹 anson@uf.a.u-tokyo.ac.jp）

## 国内外の木材グリーン調達状況と生産地への波及効果について

中澤 健一・三柴 淳一 (FoE Japan)

グリーン調達は1996年2月にグリーン購入ネットワーク(GPN)が設立されるなど90年代後半から取組みが広がってきた。2001年4月にはグリーン購入法が施行、国の公共調達でのグリーン購入が始まり、大手企業や地方自治体への普及も加速した。当初は、オフィスでの事務用品等において、古紙など再生材が使われている製品を購入する取組みが主体であったが、次第に事業における主要調達物品にまで広がってきた。とりわけ、有害化学物質の使用を厳しく規制したEUのRoHS指令<sup>1</sup>により、電機産業などでは部品メーカーから原材料メーカーまでのサプライチェーン管理が行われるようになった。

木材においては欧米での取組みが先行した。森林保護を訴えるNGOの活動が活発なことから、告発された企業の株価下落のリスクから、投資家からの要求も強まってきたことが要因となってきた。欧州最大のDIYストアの英B&Q社は1991年9月に木材調達方針を策定、現在では取扱い製品全てをFSC(森林管理協議会)認証製品にすることを目指している。また英国政府が2000年に他国に先駆けて木材調達方針を策定したことも大きな影響をもたらし、これにこたえる形で300社以上が加盟する英国木材貿易連盟が行動規範と木材調達方針を策定している。北米では、90年代終わりから2000年代初めにかけて、熱帯林やカナダBC州沿岸原生林の伐採を巡って、伐採企業や需要側企業へのNGOキャンペーンが相次いだ。米ホームデポやロウズなど大手DIYストアが木材調達方針を策定し、カナダでは出版社や印刷会社が原生林からの紙を使用しないとの方針を次々に策定した。こうした反応を受けてBC州では伐採企業と州政府、NGO、先住民、研究者が協定を締結、エコシステムアプローチの導入や保護林の拡大などにつながった。また、欧米の木材調達先であるロシア欧州部や南米では、日中の木材調達先であるシベリア・極東ロシアや東南アジアに比べ、森林認証面積・取得件数とも明らかに大きくなっている。

日本ではPPC用紙を販売する環境経営に熱心な複写機メーカーらが、インドネシアや豪州材PPC用紙に対するNGOの問題提起を受けて先駆的に木材調達方針を策定していった。GPNの紙のガイドラインが改定されたことや、NGO5団体が「森林環境に配慮した紙調達に関する共同提言」を発表したことも、製紙メーカーや紙の利用企業の調達方針策定を促した。また、2006年4月のグリーン購入法における木材製品基準の改定も、木材商社や建材メーカーによるCoC(加工・流通過程)認証取得を促すとともに、ロシアでも極東木材輸出協会が合法証明に取り組みでいくことを表明するなど、生産地への波及効果が見られるようになった。

このように、NGOなど市民社会、投資家、環境経営に先進的な大口需要企業や政府方針がサプライチェーン管理を促すドライバーとなって、生産地の森林経営にまで影響を及ぼすようになっている。グローバル化によってサプライチェーンが長くなる傾向にあり、生産地の環境・社会リスクが見えにくくなっている中、NGOなど市民社会の果たす役割は大きく、今後もよりの確な生産地の情報を収集・分析・提供することが重要である。また、大口需要者や投資家、政府とNGOは互いに連携することで、生産地までのサプライチェーンを改善し、森林経営の向上に積極的に取り組んでいくべきである。(連絡先: 中澤 健一 nakazawa@foejapan.org)

<sup>1</sup> Restriction of the use of the certain Hazardous Substances in electrical and electronic equipment (電気電子機器の特定有害物質使用規制) 2003年2月発効、2006年7月施行。

## 森林認証の可能性

田家邦明（中大院）

はじめに

森林認証は、欧米では、持続的森林経営が行われている森林から産出した木材を差別化し、そうでないものの生産を市場を通じて抑制しようとするものであることから、「市場と通じたガバナンス」、「公共財の提供に私的な市場を活用する初めての試み」、「私的な意思決定において社会的、経済的、環境的関心が競合する新たなガバナンス構造を持つ」などと捉えられている。認証は、当初の意図と異なり、先進国で増加しており、その誘因は環境保護団体の影響力が強い国の輸出市場へのアクセスの維持にあるとされている。

日本でも、2000年に初めて認証森林が誕生したが、着実に増加している。しかし、需要面では、100%国内向けであり、しかも、直接最終消費者が参加する木材市場が形成されておらず、環境保護団体や小売業者の影響や強い関心もない。生産面では、森林管理に対し政府が関与する制度的仕組み(政府によるガバナンス)が古くから整備されてきている。認証を受けた森林の所有者や管理者が、どのような動機によって認証を受けたのか、それが実現しているかなどについて調査を行い、森林・林業や政府の関与制度を巡る問題との関連でどのような可能性を持つのか分析する。

調査方法

2006年9月時点のFSCとSGECによる認証を受けた森林の所有者・管理者に対して、アンケート用紙を郵送し、回答記入の上、送り返して貰った。アンケートにおける質問内容は、1997年に米国でFSCの認証森林の所有者・管理者に対し行われたインタビューによる調査における質問項目を参考とし、また、森林施業計画との関連についても質問した。なお、数が限定されたが3箇所現地訪問し、インタビューを行った。

(質問項目一全体は9項目+公共団体向け3項目)

- ① 森林認証に期待したメリット（6項目から強い順に3項目選択）
- ② 管理に対する変更の有無
- ③ 基準・指標に沿った管理経営を行うことによる経営費用の増加の有無
- ④ 期待したメリットの実現状況（「期待どおり」、「50%以上」、「50%未満」、「ゼロ」の4段階評価）
- ⑤ 森林施業計画に代替する可能性

結果と考察

44（FSC 25,SGEC 19）森林の所有者・管理者39者に対し郵送し、35者（認証森林ベースでは41）から回答を得た。詳細な結果報告とこの結果を踏まえた考察は当日行うが、動機として、「プレミアム・市場優位性」は3番目までには80%の所有者・管理者が上げているが、1番目では、23%に止まり、1番目の動機として51%が「外部からの信頼・森林管理姿勢の対外的アピール」(3番目までには91%がこの動機を上げている)を上げており、環境保護団体の影響が大きくない状況で、この数字に日本での森林認証の取組みの特質を窺わせる。「プレミアム・市場優位性」の実現状況は、3番目までに上げた者の39%が「ゼロ」とする一方25%が「50%以上」（「期待どおり」はなし）としており、経済的メリットも否定できないことがわかる。なお、「外部からの信頼・森林姿勢の対外的アピール」を3番目までに上げた者の66%が「期待どおり」としている。

(連絡先)田家邦明 [kuniaki-taie@nn.em-net.ne.jp](mailto:kuniaki-taie@nn.em-net.ne.jp)